

## 荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次) パブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間: 令和7年11月11日(火)～12月2日(火)

2 閲覧場所 : 男女平等推進センター、総務企画課、情報提供コーナー、区ホームページ

3 意見提出者 : 11名・14件

内訳 Logoフォーム 9名・12件、電子メール 1名1件、持ち込み 1名1件、FAX 0名)

4 意見の内訳

計画全般についての意見		7件
計画の具体的な内容に関する意見		7件
基本目標	人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	4件
基本目標	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への支援体制を整備する	3件
合 計		14件

5 意見の取扱い

	計画に新たに反映する	2件
	既に盛り込んでいる	6件
-	意見・要望としてお聞きする	6件
合 計		14件

## 6 提出された「意見の概要」とそれに対する「区の方考え方」

### 計画全般について

	意見の概要	意見に対する区の方考え方	取扱	該当ページ
1	<p>出生届の父母との続き柄欄に「嫡出子」「嫡出でない子」のどちらかにチェックさせているが、これは人権侵害にあたらないか。</p> <p>女性が非婚で子を出産するかは、女性の権利である。それを国や他人から問われる筋合いはない。</p> <p>子が一生を通じて差別的な扱いや精神的苦痛を受ける原因となる可能性があり、子の人権を侵害するとして、現行の出生届では人権尊重の立場から使用できないと法務省に言えるのか。</p>	<p>出生届における「嫡出子」「嫡出でない子」につきましては、戸籍法第49条第2項第1号により記載を求めております。記載内容により、届出者の規定が異なること(同法第52条)等から確認をさせていただいております。</p> <p>区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基づいた対応に努めてまいります。</p>	-	-
2	<p>国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」を直ちに批准するように、国に要求や意見をすべきである。</p>	<p>女性の権利保障やジェンダー平等の推進は、区としても非常に重要な課題であると認識しております。</p> <p>ご指摘のとおり「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は1985年に締結していますが、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」については未批准となっております。しかし、国際条約の批准は、国において総合的な判断のもとで進められるものであり、区が直接的に関与できる事務ではございません。</p> <p>今後も国の動向を注視しつつ、区民に最も身近な基礎自治体として取り得る施策を着実に進め、男女共同参画の推進に努めてまいります。</p>	-	-
3	<p>荒川区には、人口の1割以上の外国出身者がいるため、西暦を併記したほうがよい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、全ての方にとってより分かりやすい計画とするため、元号表記に併せて、西暦も表記することとします。</p>		1 ~ 72
4	<p>LGBTQの多様化が過度に進みすぎなければいいと思う。</p>	<p>近年、性別や性自認・ジェンダーアイデンティティに関する法令や制度の整備、理解が進む一方で、社会全体が大きく変化していくことに戸惑いを感じる方もいらっしゃるについては認識しております。</p> <p>一人ひとりが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、互いの個性や違いを尊重する意識醸成が重要であると考えております。</p> <p>そのため区といたしましては、性の多様性に関する知識を深めることができるよう正確な情報発信や啓発を進めてまいります。</p>	-	-
5	<p>計画には賛同する。</p> <p>ただ、昨今の国政選挙などをみると逆行しているような結果が見受けられる。</p> <p>基本的人権の公平性の推進には多大な難問があると認識するが、それでも強く進めていただきたい。</p>	<p>本計画に基づき、誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自分らしい生き方を選択できる社会の実現に向け、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境の整備に、取り組んでまいります。</p>	-	-

	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
6	<p>計画に「包括的性教育」を追加してほしい。</p> <p>包括的性教育は人権を知るための教育であり、ジェンダーは幼少期から日常的に形成されるため、大人になってから学び直すには限界がある。</p> <p>幼少期から包括的性教育を学ぶことで、人権意識、ジェンダー平等の意識、ハラスメントの抑制などにつながると考える。</p>	<p>性に関する正しい知識の習得や人権・ジェンダー平等に関する理解を深めることは、ハラスメントのない社会づくりの土台であると認識しております。</p> <p>本計画においても、中学校保健体育において「性教育の手引」を参照して互いに尊重し合うことの大切さを学習することや、啓発・相談体制の充実等を位置づけており、関係各部署と連携しながら、区民の理解促進に取り組んでまいります。</p>	○	30
7	<p>分かりやすくなるように、用語解説がほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、計画をより分かりやすくお示しするため、専門用語をはじめ、注釈が必要と考えられる用語について、コラム欄・用語解説を付すこととします。</p>		

### 基本目標1 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
8	<p>学校では男女平等が進んでいるが、社会に出ると一気にそうでなくなるという話を見聞きする。</p> <p>学校では10年くらい前から「名前順では男子が先」ではなくなった変遷を見ても、教育現場では男女平等がなされているため、就職の際、職場での男女の不平等さにショックを受けた等のSNS投稿が、今も春になると散見される。</p> <p>だからこそ、当たり前のことを当たり前にしていくことは険しい道なのかもしれないが、今後も粘り強く(男女平等推進施策を)進めてほしい。</p>	<p>本計画においては、基本目標の指標として、「学校教育における男女の平等意識」と「社会全体における男女の平等意識」の両方を設定し、あらゆる分野における男女平等意識が醸成されるよう目標値を定めるとともに、区民への様々な啓発施策を実施していく考えです。</p> <p>今後も、いただいたご意見を参考にしながら、男女共同参画の推進に着実に取り組んでまいります。</p>	○	28 ~ 37
9	<p>荒川区の第6次男女共同参画社会推進計画素案に賛同する。</p> <p>近年、SNSやグループラインを通じて写真や動画が拡散される事例が増えている。悪意がなくても一度拡散された情報は完全には消えず、いわゆる「デジタルタトゥー」として将来に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>子どもや若者への教育に「デジタルタトゥー」や情報モラルを体系的に組み込み、SNS利用のリスクを理解させることが必要と感じる。</p> <p>区として学校や地域と連携し、啓発活動を強化していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、一度インターネット上に拡散された情報は完全に消去することが難しく、その被害の当事者となった方に深刻な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>こうしたリスクを理解し、自分や他者を守る情報モラルを身につけることは、現代社会において非常に大切な課題であると区としても認識しております。</p> <p>本計画においても、基本目標の施策として、インターネットでの人権侵害防止を図るため、あらかじめSNS学校ルールに則り、SNSを利用する上でのルールに関する啓発チラシを各家庭に配布するとともに、教員対象の人権研修を実施し、人権教育の推進を図る旨を記載しております。</p> <p>今後とも、関係部署や地域と連携しながらネットリテラシーの啓発や相談窓口の周知、情報モラル教育の推進を行い、インターネットによる被害を軽減することができるよう努めてまいります。</p>	○	30

	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
10	もっとLGBTQの理解を深める為の活動をしてほしいと思う。また、LGBTQの方々がもっと表に堂々と立てるといいなと思う。	性の多様性に関する理解を広げることは重要であり、本計画においても、基本目標において、「人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり」、「多様性の理解促進と地域における協働の促進」に取組む方向性を示し、情報発信や啓発、教育、地域活動における多様な人の活躍の場の拡大、LGBTQに関する専門相談の充実等の施策を推進していく旨を記載しております。 引き続き、LGBTQに関する理解促進や当事者の方々がより安心して自分らしく社会に参加できる環境づくりを推進してまいります。	○	28 ～ 37
11	35ページの「-2(4)多様な生き方への理解促進と相談体制の充実」「同性パートナーシップ制度を通じて当事者の方々の社会的な困難を可能な限り解消できるよう努めるとともに、制度の周知と理解促進を図ります。」 36ページの「同性パートナーシップ制度やLGBTQ理解促進に関する取組を強化し、LGBTQ当事者の性的指向・ジェンダーアイデンティティに起因する社会的困難の解消に向けた意識啓発を行い、多様な性に関する理解促進を図ります。」 上記には「同性パートナーシップ制度」について書いてあるが、同性パートナーシップ制度は違法になるのでやめるべきと考える。	荒川区が導入している同性パートナーシップ制度は、婚姻とは異なるものであり、戸籍制度や民法上の婚姻に影響を及ぼすものではなく、あくまで、日常生活における様々な場面で当事者の方々が置かれている困難の一部を軽減することを目的として、法令に抵触しない範囲で運用しているものです。 ご指摘にある「制度が違法である」という点につきましては、国においても制度を違法とする見解は示されておらず、区が同性パートナーシップ制度を導入することが法律に反しているという認識はございません。 区といたしましては、本計画に基づき、誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現に向け、取り組んでまいります。	-	-

**基本目標2 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・  
困難を抱える女性への支援体制を整備する**

	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
12	DVおよびモラルハラスメントについては、加害者本人に加害意識が欠如していることが多く、啓発活動は本人に届く形で実施してほしい。 さらに、本人がその行為を容認する家庭環境で育つケースがあるため、学校教育において将来を見据えた啓発を推進してほしい。 そのために、学校の教職員も男女共同参画の研修を多く受けるべきとも考える。	DVに関する啓発につきましては、本計画において、広報や周知活動の推進を施策として掲げており、DVやデートDVに関する気づきを得られるようなハンドブックの作成・周知や、怒りを上手にコントロールする手法を学ぶ「アンガーマネジメント講座」等を実施し、意識啓発を図っております。 また、本計画では、子どもたちが人権意識を身につけられるよう、教職員の人権意識の向上のための研修の充実等を記載しております。 今後も、引き続き多くの方々への啓発や研修の充実にも努めてまいります。	○	38 ～ 42

	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
13	<p>荒川区におけるショートステイ事業の対象年齢が中学生までとなっており、高校生は利用できない現状には問題があると認識する。</p> <p>DV、モラハラ等の問題があって、家から一時的に離れたい時にも高校生が利用できないので、家庭環境に苦しんでいても家から離れられないことも多いと推察される。</p> <p>家出を防止し、サードプレイスを提供する意味でも、18歳または20歳まで対象年齢を拡大することが望ましいと考える。</p>	<p>家庭環境に困難等を感じる若年層に対して、一時的に安心して過ごせる場や居場所を提供することは、重要であると認識しております。</p> <p>ショートステイ事業につきましては対象年齢が中学生までとなっておりますが、18歳までは児童相談所での一時保護が可能となっております。児童相談所設置区として今後も子どもたちの安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。</p>	-	-
14	<p>アクト21一階でのパネル展を通して、デートDV等を知ることができた。情報誌も様々な理解が進む。</p> <p>早い年代から、暴力を受けそうになった時にできることを伝えておくことは、被害者を出さない社会実現につながる。まずは正しい情報が大切と思う。今まで以上に多岐にわたる講座実施を希望する。</p> <p>男女共同参画は、とかく女性だけがと言われがちであるが、ポジティブに考えてほしい。</p> <p>誰もが私らしく生きることを実現するために、啓発講座等引き続きの実施を望む。</p>	<p>デートDVをはじめとする暴力の予防には、早い年代から正しい知識を伝え、早い段階で気づきを得られるような教育が重要であると認識しております。</p> <p>本計画においても、基本目標の施策として、デートDVをはじめとする「暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実」を掲げ、デートDV防止講座や啓発パネル展等の講座や啓発活動を推進していく旨を記載しております。また、令和6年度より男女共同参画推進講座の実施回数を充実させ、講座の内容に応じ男性も参加対象とする等事業の充実に努めております。</p> <p>今後とも、誰もが自分らしく生きることができ、地域社会づくりのため、幅広いテーマに対応した啓発講座や情報提供に努め、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。</p>	○	38 ～ 42